

寺井の家 利用料金説明書

1. 基本料金

介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	3,450	6,972	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209

★ 通い・訪問・宿泊など全てを含んだ1ヶ月単位の包括費用（定額）となります。

★ 2割負担は2倍に、3割負担は3倍になります。

2. 利用料加算の種類

(1) 利用者全員が対象になる加算

サービス提供体制加算(Ⅰ)	看護師を除く総従業者のうち70%以上が介護福祉士、もしくは勤続10年以上の介護福祉士25%以上の場合		750 円/月
看護職員配置加算(Ⅲ)	看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している場合 (要介護の方のみ)		480 円/月
総合マネジメント体制強化加算	(Ⅰ)	サービス計画の見直し、利用者の状態に応じた地域の活動参加の機会が確保、地域住民からの相談や他事業所等との連携ができています。	1200 円/月
	(Ⅱ)	個別サービス計画について他職種共同により見直しを行うとともに、地域における活動への参加の機会が確保されている場合	800 円/月
訪問体制強化加算	厚生労働大臣の定める基準に適合した訪問サービスを提供している。		1000 円/月
科学的介護推進体制加算	厚労省へのデータ提出とフィードバックの活用により、ケアの質の向上を図る取り組みを評価する		40 円/月
初期加算	登録日から30日間加算されます。 30日超えての再利用や、要支援から要介護（その逆）の場合も同様。		30 円/日

(2) 対象になる方のみ加算されます。

認知症加算	(Ⅰ)	2種類の認知症ケア専門者の配置と職員指導や研修の実施、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者への専門的ケアの実施	920 円/月	
	(Ⅱ)	認知症介護実践リーダー研修等修了者の配置、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者への専門的ケアの実施	890 円/月	
	(Ⅲ)	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対するサービス提供	760 円/月	
	(Ⅳ)	要介護2で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対するサービス提供	460 円/月	
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	取組、評価を一体的に行い、情報を介護支援専門員に提供した場合6ヶ月に1回		20 円/回	
若年性認知症利用者受入加算	65歳未満の若年性認知症の方の利用時に加算されます。		要支援	450 円/月
			要介護	800 円/月

★ 別途、処遇改善加算Ⅰ(10.2%)、特定処遇改善加算Ⅰ(1.5%)、ベースアップ等支援加算(1.7%)として、介護保険サービス費の合計13.4%が加算されます。

★ これらの加算は6月より介護職員等処遇改善加算に一本化され合計13.2%となります。

3. 介護保険の給付の対象にならない料金

①食事代(おやつ代含む)	朝食代	昼食代	夕食代
	440円	700円	660円
②宿泊に要する費用	宿泊代	2100円/一泊	
③日常生活費(おむつ代等)	ご利用者様の希望により提供し負担していただくことが適当であるもの。		実費 オムツ102円/1枚 パット31円/1枚
④教養娯楽費	レクリエーションや行事に要する費用 ①レクリエーション(色画用紙・折り紙・色紙・マジックなど)		実費
⑥嗜好品費	外食した場合の費用となります。		かかった費用

★ 日常生活費・教育娯楽費については利用・参加しない場合は申し出てください。